

# 学校法人花園学園役員の報酬等規程

平成28年10月5日  
制定

改正 平成29年4月1日 平成29年12月1日  
令和2年11月25日 令和7年4月9日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人花園学園（以下「法人」という。）の理事・監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員報酬年額は、次のとおりとする。

理事長	800,000円
専務理事	500,000円
常務理事	500,000円
理事	300,000円
監事	1,200,000円

2 役員が職務上常勤する場合等、必要があるときは別途契約を締結する。

3 評議員は、報酬を支給しない。

4 役員の内、法人から給与等の支給を受ける者については、第1項の報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第3条 前条の報酬は、原則として本人の銀行口座に振り込む方法で支給する。

2 支給の時期は、毎年3月とする。ただし、必要があるときはこの限りでない。

3 年度途中で就任又は退任した役員の報酬は、按分して支給する。

(役員の退職金)

第4条 役員が退任したとき、退職金は支給しない。

(経理の単位)

第5条 役員報酬等の支給は、法人本部にかかる予算から支出するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年10月5日から施行する。

この規程は、平成29年度の報酬等の支給から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の改正施行により、平成3年12月6日制定の「学校法人花園学園役員の報酬等の支給に関する規程」は廃止する。

この規程は、平成29年11月29日に改正し、12月1日から施行する。

この規程は、平成29年度の報酬等の支給から適用する。

この規程は、令和2年11月25日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。